



むつ市 電子契約サービス導入に関する説明会

主催：むつ市

運営：弁護士ドットコム株式会社

1. 電子契約の対象となる契約
2. 電子契約のフロー（紙面との相違点）
3. 契約締結の具体の手順
4. ご不明点のお問い合わせ方法
5. アンケート

1. 電子契約の対象となる契約

1. 電子契約の対象とする契約

(1) 利用対象

令和8年12月1日以降に契約締結を行う案件

(2) 対象外

① 法令上の制限

- ・ 農地の賃貸借契約（農地法第21条）
- ・ 事業用定期借地権契約（借地借家法第23条）
- ・ 任意後見契約（任意後見契約に関する法律第3条）
- ・ 企業担保権の設定又は変更を目的とする契約（企業担保法第3条）

② むつ市の運用上の制限

- ・ 契約期間が10年を超える契約
- ・ 自動更新条項付きの契約

(3) 利用は事業者様の選択

事業者様は紙での契約または電子契約を選択できます。

2. 電子契約のフロー（紙面との相違点）

2. 電子契約のフロー（紙面との相違点）



2. 電子契約のフロー（紙面との相違点）

契約締結前に「電子契約利用届」の提出が案件ごとに必要です
※契約の締結について同意が必要なためです。

電子契約利用届フォーム

1 確認事項 2 届出事項

※支店や営業所等で契約を締結する場合は、支店名や営業所名も入力してください。

届出日 * 法人名 * 電話番号 *

2025-07-24 〇〇株式会社 △△支店 03-1234-5678

契約名 *

△△工事

むつ市の所属課 *

※各所属マークをクリックすると一覧が表示されます。検索キーワードに一致する部署が1つしかない場合は自動入力されます。

検索

契約締結権限者氏名 * 契約締結権限者役職名 *

〇〇 太郎 代表取締役

契約締結権限者メールアドレス * 契約締結権限者メールアドレス(確認) *

契約担当者氏名 契約担当者メールアドレス 契約担当者メールアドレス(確認)

〇〇 太郎 〇〇 太郎 〇〇 太郎

確認者氏名 確認者メールアドレス 確認者メールアドレス(確認)

〇〇 太郎 〇〇 太郎 〇〇 太郎

電子契約サービス上での承認ルートは、
①契約担当者(作成)→②確認者(作成)→③契約締結権限者(必須)となります。
契約締結権限者のみ入力でも、契約締結は可能です。

2ページ目 22/22

戻る 確認

■落札決定後

- ①市担当者から電子契約の希望確認を行います。
- ②電子契約を希望する場合には、専用フォームから届け出てください。

【届出いただく内容】

- ・基本情報：事業者名、契約名、市契約担当課名
- ・契約締結権限者：役職、氏名、メールアドレス
- ・担当者：役職、氏名、メールアドレス

※専用フォームは、市のホームページに掲載します。

むつ市 電子契約 説明会



3. 契約締結の具体の手順

弁護士ドットコム様より説明がございました。

4. ご不明点のお問い合わせ方法

4. ご不明点のお問い合わせ方法

本日の説明会で使用した資料や質疑応答の内容については、
むつ市ホームページに掲載いたします。

(URL)

むつ市 電子契約 説明会



その他の電子契約に関するお問い合わせについては、当該ホームページにある
問い合わせフォーム「メールでお問い合わせ」からお願いします。

※原則、いただいた質問に対する回答はホームページに記載し、個別の回答は行いませんので
ご了承ください。

また、電子契約サービスの機能や操作方法については、クラウドサインのヘル
プセンター・チャットサポートをご活用ください。

クラウドサイン ヘルプセンター



5. アンケート

本説明会についてアンケートを回収させていただきます。

【回収方法】

現地参加の方

- ・ QRコードを読み取りフォームから回答してください。

WEB参加の方

- ・ Zoom退出時に自動的に回答フォームが立ち上がりますので回答してください。